平成２１年（フ）第１０５８号
広島市安佐北区可部３丁目42番３号
債務者　後藤　好男
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１３３号
広島市安佐北区亀山２丁目８番８－８号
債務者　大田ボーリングこと　大田　郁男
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２５１号
広島市西区観音本町２丁目12番３号
債務者　椎木　照代
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３３３号
広島市安佐南区伴北７丁目19番11号
債務者　和田　明美（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３８７号
広島市中区上幟町１－15　ＰＡＯ上幟Ⅱ－86－405号、住民票上の住所広島市安佐北区三入東１丁目21番28号
債務者　保田　芳枝
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４７９号
広島県三原市大和町下徳良296番地２
債務者　高　　昌和
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４１号
広島県三原市中之町１丁目21番15号
債務者　栗田　繁彌
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
広島県三原市中之町３丁目33番37号
債務者　栗田　勝司
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
愛媛県西条市丹原町田野上方1461番地
債務者　志賀　博史
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１４３号
熊本県熊本市長嶺南７丁目10番10－308号、前住所愛媛県新居浜市瀬戸町３番53号
債務者　西原　美貴
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１５０号
愛媛県西条市周布769番地１　渡部方
債務者　寺田　　守
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１５４号
愛媛県四国中央市具定町653番地６
債務者　曽我部俊和
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１５５号
愛媛県四国中央市具定町653番地６
債務者　曽我部弘美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１５６号
愛媛県新居浜市上泉町10番17号
債務者　河野　　保
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第３３５号
高知県吾川郡いの町天王南２丁目16番地３
債務者　森木　　哲
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３３６号
高知県吾川郡いの町天王南２丁目16番地３
債務者　森木　英美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３３７号
高知県吾川郡いの町天王南２丁目16番地３
債務者　森木　英子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５４８号
高知市一宮中町３丁目24番15号　エスタンシア405号
債務者　新谷　美穂
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係